

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書

【素案】

平成29年3月〇〇日

横浜市教育委員会

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

《素案》

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書・目次

◆はじめに	P 1
◆再発防止策のポイント	P 2
I 事案の経過と問題点	P 4
II 問題点と再発防止策	
1 児童生徒理解	P 10
2 校内児童生徒指導体制の充実	P 12
3 保護者との関係構築	P 14
4 関係機関との連携	P 16
5 教育委員会事務局の児童生徒指導体制のあり方	P 18
6 いじめ調査方法のあり方	P 20
7 調査結果の公表のあり方	P 22
8 いじめの定義理解	P 24
III 参考資料	
参考資料 1 答申後の経過	P 27
参考資料 2 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要	P 29
参考資料 3 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会委員	P 31
参考資料 4 意見書の対応状況	P 35
参考資料 5 関係法令（いじめ防止対策推進法）	P 41

◆はじめに

今回、東日本大震災の被災地より横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめが起きてしまったことについて、いじめを受けた児童と保護者につらい思いをさせてしまったことを心からお詫び申し上げます。また、多くの皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っています。

今回の件では、学校、教育委員会が、転入してきた児童と保護者の気持ちに寄り添い、その思いを十分に受け止めることができなかったことを、切に反省しています。

また、金銭問題が発生した時点で、学校が適切な教育的指導をできなかったことや、児童がいじめが原因で不登校となり、その間学校教育を受けられなかったことに対し、学校、教育委員会が早期に適切な対応ができなかったことについても深く反省しています。

教育委員会が平成28年12月15日に立ち上げた、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会（以下「検討委員会」）では、児童の保護者及び代理人からの要望事項なども踏まえた8項目の課題について、検討しました。

検討委員会では、こうした事態を二度と起こさないよう、厳しい姿勢で「なぜ学校や教育委員会が十分な対応を行うことができなかったのか」を検証することで問題点を明らかにし、「どうすれば適切な対応を行うことができるのか」という観点から、再発防止策を検討してきました。

今後、同じ過ちを繰り返さないために、原点に立ち返り、横浜市全体として、学校の教育力、教師力の向上に取り組んでいきます。校長のリーダーシップのもと、教職員は、いじめの未然防止、根絶に向けて組織的に取り組み、教育委員会は総力を挙げて学校を支援します。学校、教育委員会は、取組の実施状況を確認・検証しながら対策を進め、すべての学校において「いじめを絶対に許さない」意識の徹底を図ります。

そして、学校、教育委員会は、保護者や地域、関係機関と本報告書の内容を共有し、相互の連携・協力を図ることで、児童生徒一人ひとりが安心して、いきいきと学校生活を送れるよう、着実に取り組みます。

◆再発防止策のポイント

「いじめを許さない学校づくり」を進めるためには、教職員一人ひとりが使命感や情熱を持って児童生徒と向き合い、問題に気付いたらすぐに学校全体で対応していくことが重要だと考えています。

対策を実行する上で、学校、教育委員会が今後力を入れて取り組むポイントを、以下にまとめました。

✓ 深い児童生徒理解

学校現場では、担任を中心に、個々の教職員がそれぞれの児童生徒と向き合っています。その中で、つらい思いをしている児童生徒に気づき、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童生徒に対して、複数の教職員が関わり、複数の目で児童生徒をとらえていく工夫を行っていきます。

また、教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図っていきます。

✓ 被災児童生徒に対するいじめの未然防止

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめを未然に防止するため、放射線等に関する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の思いや取組を理解する学習を進め、被災を経験した児童生徒に寄り添う心情を醸成していきます。

✓ 組織的な判断・対応

学校、学校教育事務所等で組織的な判断・対応ができるようにしていくことも大きな課題です。いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築していきます。

また、一定以上の緊急度・重要度のある件についてはケースカンファレンス※の中で対応方針を決定するなどのルールを明確にし、組織的な判断・対応を確実に実施するとともに、実践を通じた人材の育成に取り組んでいきます。

※ケースカンファレンス：

事例検討会。関係する教職員が集まり、諸課題への対応について変化や新しい問題点などがないか、適切な対応がされているかなどについて検討し、方針を決定するための会議。

✓ 関係機関（多機関）との連携

いじめの中には、学校や教育委員会だけでは解決できない問題が背景となっている場合もあります。こうした問題については、警察や区役所、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの制度や権限を活用して、その解決や対応に取り組んでいきます。

そのために、スクールソーシャルワーカーのほか、カウンセラーや弁護士、心理・医療等の専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを行っていきます。

✓ 保護者とのパートナーシップ

いじめ問題の解決には、保護者や地域の理解と協力が不可欠です。学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信します。このことにより、学校・保護者・地域が、それぞれの役割を確認し合い、連携・協力しながら、いじめの未然防止・根絶に向けて取り組んでいきます。

✓ いじめ防止対策推進法の目的・定義の正しい理解

いじめ防止対策推進法（以下「法」）では、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義しています。法は、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえ、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていくことを意図したものとなっています。いじめの対応や未然防止を図るに当たり、教職員や教育委員会事務局の職員をはじめ、保護者や地域も含め、このことを正しく理解できるように、効果的な研修等に取り組めます。

以上の観点に加え、学校においては、具体的事例について教職員同士が議論を行うことで理解を深める研修等の取組を進めることにより、教職員が一人で課題を抱え込むことなく、学校や教育委員会全体で、組織的に対応できるようにしていきます。

I 事案の経過と問題点

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書(答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
平成 23 年度	2 年生	追い回しやあだ名呼称(〇〇菌)といったいじめがあった。	学校は、この時期については当該児童に寄り添う対応が比較的なされていってそれなりに功を奏していたと見なせよう。(P17) しかしながら、十分に当該児童及び当該児童の保護者への配慮が行き届いていたかという疑問が残る。(P17) きちんとした相互理解を深めたうえでの対応ではなく、学校側の一方的な「指導」が中心となってしまったことにより齟齬が生じ、当該児童の不登校に至った要素は否定できない。(P17)
平成 24 年度	3 年生	6 月～10 月 不登校となった。	学校側は「震災被害の影響」という観点のみで捉えていた傾向は否めず、当該児童の保護者との緊密な連携を図る努力をしたとはいえない。(P17) 当該児童が「震災の被害」に加えて「いじめ」により心的外傷を負っているのではないかという配慮に基づいた対応は認められない。(P17) (教育委員会の)専門相談において、長期に渡りカウンセリングを行っていながら、守秘義務を理由に学校等と情報共有を行っていなかったことは問題である。(P22)
平成 25 年度	4 年生	叩かれ、物隠し、鉛筆を折られるといったいじめがあった。	(3 年生の 10 月から 4 年生最終まで)以降、当該児童に対して同じ学級の特定制児童により行われた行為については、2 年生時の再燃というべきであり、適切な支援指導が必要であったが、当該児童からの訴えもなかったこともあり、学校側では「いじめ」という認識はなく、必要な支援指導を怠っていた。(P17) 学校と当該児童及び当該児童の保護者との連絡についても、学校側から積極的に面談を行おうとしていた形跡が弱く、主な連絡方法として「電話」を用いていたことも、双方の齟齬を拡大する要因となっている。 関係が悪化してからは「親が家に来るな」といったから行かなかったという発言が管理職の聴取時に聞かれた…これは言い訳にしても不適切である。学校の責務として、所属する児童に対して「教育を受ける権利」を侵害しないように最大限の努力をすべきであるところを怠ったと指摘せざるを得ない。(P21) 学校組織として児童が発するシグナルを適切に受信し児童理解する方策や受信された情報を学校全体として共有し組織的に対応する体制の確立が脆弱であったのではないかという疑念もぬぐえない。(P21)
平成 25 年 6 月	—	いじめ防止対策推進法が成立。同年 9 月施行。	

対応等	問題点
【学校】 担任は、当該児童から訴えを受け、その都度指導・対応した。	【学校】 いじめ未然防止策が不十分 当該児童が早く学校になじめるよう配慮して迎え入れることを教職員で確認するだけでなく、被災避難による転入であることを踏まえ、事前に当該児童の保護者の要望を確認の上、いじめや差別を受けないように万全の方策を立てる必要があった。
【学校】 当該児童の保護者からも「学校とは関係ない。震災で傷ついている」と言われていたため、「いじめ」としての対応はできていなかった。 【教育委員会事務局】 教育委員会の専門相談(臨床心理士等による相談)を開始した。	【学校】 児童理解の不足 当該児童の保護者から「(不登校は)学校とは関係がない」という趣旨の言葉を受け、当該児童の状況を表面的にとらえることにとどまり、当該児童の心情に深く迫ることはできなかった。 【教育委員会事務局】 専門相談との情報共有の不足 専門相談は、秘密を守ることで信頼を得て幅広い相談を受けているが、必要な情報を共有するため、保護者の同意を得られるよう働きかける努力が必要であった。
【学校】 学校は当該児童に対する「いじめ」を認識できていなかった。 学校は、当該児童の保護者から「家に来るな」と言われ、行かなかった。 当該児童の保護者とは「電話」で連絡を行った。	【学校】 児童理解の不足 児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からの S O S があることを理解して対応することができていなかった。 保護者との関係構築手法の問題 電話でのコミュニケーションのみとなり、真摯に向き合い寄り添った対応をするための取り組みがされなかった。 組織的対応が不十分 関係者だけではなく、学校全体で情報を共有し、専門家の派遣を求めるなどの対応を検討する必要があった。 【学校教育事務所】 この時点では、当該児童について把握できていなかったため、学校に具体的な対応をアドバイスするなどの支援を行うこともできなかった。

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書(答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
平成 26 年 5 月 9 日 (金)	5 年生	プロレスごっこ称し、 数人の児童から叩かれる ようなことがあった。(時 期不明) 学校に関係児童の保護者 から連絡があり、学校は 玩具のやり取りについて 知った。	学校側は、児童の生活指導上の問題として捉え、適切な 対応を行っていたとは言えない。(P17) 学校の対応としては、表面的な問題行動のみに注視して、 児童の内面的な葛藤に対しての対応ができておらず、教 育上の配慮に欠けていたといわざるを得ない。(P18)
5 月 20 日 (火) 又は 21 日 (水)	5 年生	学校に関係児童の保護者 から連絡があり、学校は 当該児童が何人かの関係 児童にゲームセンターで おどっているようだとの 情報を得た。	
5 月 28 日 (水)	5 年生	当該児童の保護者から 「帽子がなくなった。隠 されたのではないか。」と の訴えがあった。	
6 月 14 日 (土) ～ 25 日(水)	5 年生	14 日(土) 当該児童の 保護者から、金銭授受の 訴えがあった。 18 日(水) 当該児童の 保護者から学校へ「警察 への相談を検討してい る」ことが伝えられ、学 校は警察に協力するこ とを伝えた。	学校は、加害を疑われている児童たちに対しても、適切 な教育活動を行ったとは言えず、当該児童及び関係児童 全てに対し、行うべき教育的指導・支援を怠ったと言わ ざるを得ない。(P18) 学校側は、“真相解明”と“金銭問題”ということで積極 的に当該児童及び関わった児童に対しての支援を行って いないことは、学校教育を行うものとしての見識を疑う。 金品持ち出しに対する指導やゲームセンターへの出入り 等に対して積極的に教育的支援を行わなかったことは、 教育の放棄に等しいことを理解すべきである。(P23～24) “真相の解明”は学校の役割ではない。もし、それがど うしても必要と考えるのであれば、積極的に児童相談所 や警察等専門機関の介入を依頼するのが常識である。 (P22) (学校教育事務所は)保護者と学校側のコミュニケーシ ョンが円滑でなくなった時は積極的に介入し、指導主事、 スクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーを保護 者のもとに派遣し、学校との仲介を行うことは当然であ るはずであるが、その動きが見られなかったことも猛省 を願いたい。(P22)

対応等	問題点
【学校】 12 日(月) 連絡のあった関係 児童から担任が聞き取りをし た。聞き取りの結果、学校は様 子を見ることとし、当該児童の 保護者への連絡をしなかった。	【学校】 不十分な教育的指導 金銭問題の発生時には、直ちに児童指導上の課題ととらえて対応する必要 があった。 不十分な組織的対応 金品のやり取りを児童指導が必要な課題ととらえたものの、重大性の認識 に欠け、迅速な管理職との情報共有や組織的判断ができなかった。 保護者に連絡しなかったこと 学校へ相談した児童が特定されないよう配慮することを優先し、当該児童 及び当該児童の保護者の心情に思いが至らず、連絡を怠った。
【学校】 当該児童の保護者への連絡は しなかった。	
【学校】 帽子が見つかり、当時の認識で はいじめとは認識できなかった。	【学校】 法の運用についての認識不足 保護者からの申し出を受けて、法第 23 条第 2 項に基づいて「学校いじめ 調査委員会」を開催するなど、組織として「いじめ」の有無について調査 を行う必要があった。
【学校】 6 月 16 日(月)～24 日(火) 関係児童に対して聞き取り調 査を行った。 6 月 25 日(水) 聞き取り調査 の結果について当該児童の保 護者に説明を行った。 「学校いじめ調査委員会」を開 催した。 【学校教育事務所】 6 月 16 日(月) 校長から本事 案についての報告を受け、学校 に対し、事実関係の正確な把握 を行うことが必要であるとの 助言を行った。	【学校・学校教育事務所】 法の運用についての認識不足 法第 28 条第 1 項の「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするた めの調査を行う必要があった。 【学校】 不十分な教育的指導 金銭問題をいじめと認識していなかったとしても、児童指導上の重大な課 題ととらえて、関係したすべての児童に対して適切な教育的指導を開始す る必要があった。 関係機関との連携不足 保護者に同行して児童相談所や警察等の関係機関に出向き、相談するなど の働きかけが必要だった。 不明確な組織的決定プロセス 「学校いじめ調査委員会」が情報共有の場に留まり、対応方針を決定する 場となっていなかった。 不徹底な記録及び保存に関するルール 情報を共有するためのルールがなく、個人のメモに留まっていた。 【学校教育事務所】 適切なアドバイス不足 学校に対して、児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等 の専門家を派遣できることなど、具体的な手立てを助言していなかった。

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書(答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
7月30日 (水)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に連絡があった。	学校側が困惑し、苦悩しているときに児童生徒の健全な育成のために学校支援を行うべき学校教育事務所も、学校からの報告に対して適切なアドバイスをしていなかったことも理解できない。(P22)
11月14日 (金)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に「教育委員会からも学校へ指導してほしい」と連絡があった。	
12月5日 (金)	5年生	間に立った保護者が金銭問題への対応の件で来校した。	「正確な金額が分からないので、その解明は警察に任せたい」とか、「返金問題には学校は関与しない」として、学校は……教育的支援を十分に行ったと思えない。(P18) 児童問題や教育の専門家である教員やスクールカウンセラー等は、保護者の言動にかかわらず、児童の問題の本質に迫り、時としては保護者に対する指導助言も積極的に行うべきである。(P24)
12月12日 (金)	5年生	学校教育事務所は、人権教育・児童生徒課から、本件に関しての相談を受けたとの連絡を受けた。	教育委員会内の各部署はその役割を理解して、……教育委員会内の中での役割について見直し、適正化を図ることが必要である。(P25)
平成27年 1月29日 (木)	5年生	当該児童の保護者の代理人から「いじめの事実関係と学校の対応の問題等について協議したい」と書面が届いた。	－
平成27年 4月～11月	6年生	－	学校として当該児童への不登校支援は至って消極的であり……当該児童及びその保護者の心情をきちんと聴取することなく、一方的な思い込みで、事態の收拾のみに奔走していた傾向が認められる。(P19)
平成27年 12月16日 (水)	6年生	横浜市長及び教育委員会あてに、「いじめ重大事態」の申入書が提出された。 ー	学校と保護者との関係が良好でない状況下のいじめの調査は、速やかに本委員会(専門委員会)に諮問がなされ、調査を実施すべきであった。(P25)

対応等	問題点
【学校教育事務所】 事実の把握のために、学校による当該児童への聞き取りを受け入れてほしいと要望し、当該児童の保護者は了承した。学校に対して、当該児童の保護者との電話でのやり取りを伝え、丁寧な対応をするよう指導した。	【学校教育事務所】 法の運用についての認識不足 「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。 適切なアドバイス不足 警察の調査がされていることを前提とした指導体制を学校がとれるような助言をしていなかった。
【学校教育事務所】 当該児童の保護者からの連絡を受けた。	【学校教育事務所】 保護者の心情の理解不足 警察の調査結果を受けて、困って学校教育事務所に相談してきた保護者の気持ちを受け止めることができずに、学校に対応を委ねてしまった。 事務所内の組織的決定プロセスが不明確 組織的な検討が十分行われず、学校が主体的に解決できる問題との認識に留まっていた。
【学校】 保護者間の協議の場として学校を提供することを断ってしまった。	【学校】 問題の本質の理解不足 児童の問題行動に対し、課題の整理や対応の手順を定めることができず、児童指導として学校が責任をもって行うべきことが認識されなかった。 関係機関との連携不足 児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を求めることができなかった。
【教育委員会事務局】 学校教育事務所に対応を依頼した。	【教育委員会事務局】 問題解決に向けた対応の欠如 学校教育事務所に対して、対応を依頼するのみにとどまらず、学校へ直接連絡するなど、事態の確認を行い、適切に対応する必要があった。
【学校】 学校教育事務所に対応の相談を行った上で、協議に応じる旨の文書を送付した。 【学校教育事務所】 学校だけで対応することが可能と判断し、同席はしなかった。	【学校教育事務所】 消極的な学校支援 児童の再登校に向けたプログラムは提示したものの、学校教育事務所として積極的に関わろうとしなかった。
【学校】 4月から11月にかけて、8回(月1回のペース)の家庭訪問を行った。	【学校】 消極的な再登校に向けた取組 当該児童や当該児童の保護者の心情に寄り添いながら、多機関との連携を図り、再登校に向けて取り組む必要があった。
【教育委員会事務局】 平成28年1月19日、「いじめ重大事態」として第三者委員会への諮問を行った。	調査着手の遅れ 法に沿った調査を開始するまで、児童の不登校開始から約1年7か月を要したことにより、調査に困難を生じさせたとともに、児童の苦痛を長引かせてしまった。

Ⅱ 問題点と再発防止策

1 児童生徒理解

児童は可塑性に富み絶えず変化をしていることを踏まえ、個々の特性理解を促進するとともに、個々の児童に沿った教育支援体制を確立すること。

(1) 問題点

①児童の表面化していない心理や特性を見出す視点に欠けていたこと

学校は、児童が日常の活動で表わす表面的な行動にとらわれ、児童の心情に迫ることができなかった。さらに、日々の成長や変化に伴う児童の心理を正確に把握しないまま、児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのＳＯＳがあることを理解して対応することができていなかった。

②多様な視点で児童を見る体制ができていなかったこと

本市では、全市立小学校に児童支援専任教諭が配置されるなど、組織的な児童理解や指導体制の確立を促進してきているが、本事案では、複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性をとらえることができる組織体制となっていなかった。

③児童指導上の課題解決に向け積極的に教育的支援を行わなかったこと

金品の授受やゲームセンターへ出入りする事態が起こった状況を速やかに把握し、関係したすべての児童に対しての適切な教育的指導や支援を行わなかった。

(2) 再発防止策

①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり

「子どもの社会的スキル横浜プログラム※」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、だれもが安心して参加でき、自尊感情を高める授業づくり・集団づくりを進める。

横浜子ども会議などを通じて、児童生徒が自らどのような行為がいじめに繋がるのかを考え学ぶ機会を積極的に設定する。

※子どもの社会的スキル横浜プログラム：

暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

《素案》

②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり

いじめられた児童生徒が大人に相談できないこともあることを踏まえて、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組をすすめる。

【児童生徒がSOSを発信しやすい取組例】

- ・定期的なアンケートの実施
- ・保護者に対するアンケートの実施
- ・定期的な面談の実施

③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進

種々の内的な問題を抱えた児童生徒に対して、その内面にある不安や心配といった心の動きを適切にとらえられるよう、児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修を実施する。

【研修の具体例】

- ・「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修
- ・人権教育に関する研修
- ・特別支援教育に関する研修

④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

小学校において組織的な児童理解や指導体制を確立するために、児童の発達段階に応じて一部教科担任制等を導入したり、低中高学年のブロック単位で児童の指導や支援にあたる体制を組んだりするなど、複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する。

⑤発達段階に応じた児童生徒指導の徹底

金品授受の問題が発生した際には、確実に教育的支援を行うよう校長及び児童支援・生徒指導専任教諭の研修等を通じて周知徹底する。

また、「児童生徒指導の手引き（改訂版）※」を活用して、確実な指導を行う。

【指導の例】

- ・速やかに状況を把握し、関係した児童の保護者の協力を得て金品の授受を止める。
- ・関係した児童一人ひとりに対して、金品の授受や子どもだけで遊興施設に出入りすることの問題点等について指導する。（必要に応じて一斉指導も併用する）
- ・再発防止に向けて、関係した児童の保護者の理解や協力を求める。
- ・状況に応じて、警察等の関係機関や心理等の専門家との連携を検討する。

※児童生徒指導の手引き（改訂版）：

横浜市教育委員会が平成21年に策定した「児童・生徒指導の手引き」を、平成27年に改訂したもの。

学校現場の教員がハンドブックとして活用できるよう、児童生徒の問題行動や児童・生徒指導上の今日的な課題等の中で、学校が対応を求められている代表的な22の項目について、

【事例】、【原因・背景】及び【対応】等を掲載しているもの。

2 校内児童生徒支援体制の充実

学校内の児童支援体制を確立し、組織的な情報共有・対応ができるようにすること。

(1) 問題点

①いじめ未然防止の取組が不十分であったこと

東日本大震災で被災した児童の受け入れに際し、学校は、児童や保護者の要望を確認し、避難転居による学校生活への不安を和らげる配慮に加え、学校全体でいじめや差別を受けないよう効果的な方策を立てる必要があった。

②組織的意思決定プロセスが不明確であったこと

学校では、校内のいじめ防止対策委員会を設置していたが、その運用や役割が明確でなかった。このため、学校は、対応すべき児童指導上の課題に対し、管理職を含めた児童指導部会等の校内組織での迅速な情報共有、事案の整理、組織的な判断を行えず、役割分担も不明確なまま対応することとなった。

③児童理解に関する情報共有や引き継ぎが不十分であったこと

学校は、当該児童が東日本大震災の被災により転入してきたことや、表出している行動面の特徴についての引き継ぎや情報共有にとどまり、行動の背後にある児童の内面やその変化についての理解に基づいた情報共有や引き継ぎはできていなかった。

④学習の支援・再登校に向けた支援が不十分であったこと

どのような状況にあっても、児童生徒が学校に登校できない状況にある場合には、児童生徒・保護者の心情を聴取・把握して、学習の支援や再登校に向けた取組を迅速に行う必要があった。

(2) 再発防止策

①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめ未然防止のための、放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の想いや取組を理解する学習をすすめ、被災を経験した子ども達に寄り添う心情を醸成する。

【取組例】

- ・『ふくしま道徳教育資料集【補訂版】』（福島県教委）の活用
- ・『いわての復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」』（岩手県教委）の活用
- ・放射線副読本（文部科学省）の活用
- ・福島県の環境創造センターへの教員派遣研修

②道徳教育、人権教育の充実

「特別の教科 道徳」において、自己を見つめ、より多面的・多角的にとらえ、自らの考えを深める力を育むとともに、人権教育の中で、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを進めることにより、いじめの未然防止に向けた取組を進める。

③課題解決に向けた組織的な対応力の向上

校長のリーダーシップのもと、児童支援・生徒指導専任教諭を中心に、専門職（カウンセラー等）を積極的に活用するとともに、関係機関とも連携できる児童生徒指導体制を構築する。

また、校内の「いじめ防止対策委員会」において、定期的にケースカンファレンスを実施し、いじめの実態把握及び分析を行う。校長等の責任者は、学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

④児童支援専任教諭の体制強化と育成

児童指導上の諸課題への対応を担う児童支援専任教諭の負担を軽減するために配置される非常勤講師の常勤化（定数化）を進め、児童支援専任教諭が役割を十分に果たせる体制を強化する。

また、ケースカンファレンススキルの習得や、小中一貫ブロックを活用した中学校の生徒指導専任教諭と小学校の児童支援専任教諭の定期的な研修・連携を進める。

⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力向上

校長のマネジメント力・危機管理能力の強化を図るとともに、課題解決のキーパーソンとなる教職員が、他校の管理職、管理職経験者等から学校経営（運営）や危機管理について学ぶことができるよう、事例検討の研修等を設定する。

⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底

日常的に、教職員間だけでなく、カウンセラー等の専門職との情報共有の場を設定するなど、児童生徒指導上の課題の情報共有の徹底を図る。特に転入や進級・クラス替えなど、児童生徒の環境が大きく変わる際には、十分な引継ぎができる取組を進める。

【引継ぎの具体例】

- ・転入時の指導要録に基づく転出校との情報共有や保護者との事前の懇談の実施
- ・進級やクラス替え時における学級編成会議の充実

⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

学校は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を守るために、当該児童生徒が登校できない場合には、児童生徒や保護者の思いを丁寧に受けとめ、一人ひとりの状況についての記録を作成し、校長をリーダーに担任や児童支援・生徒指導専任教諭からなるチームによる支援を確実に進める。

3 保護者との関係構築

学校教育の要が、保護者との連携・協働にあるということを再認識し、保護者とのコミュニケーションを日常から活性化できるシステムを確立すること。

(1) 問題点

①保護者の心情やニーズに寄り添うことができていなかったこと

学校は、「家庭訪問も来ないでほしい」という保護者の言葉を口実に、保護者とのコミュニケーションは電話が中心となり、保護者に寄り添った対応をするための工夫を講じていなかった。

②保護者との信頼関係を構築する体制がつくれなかったこと

保護者との信頼関係が崩れた状況において、校長のリーダーシップの下で組織的に対応する体制が脆弱であったため、保護者との関係づくりは教員個々の対応に任せられ、良好な関係づくりに有効な手立てを講じることができなかった。

③カウンセラー等の専門職や外部機関と連携が図れなかったこと

学校や学校教育事務所は、本事案に関してカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職を積極的に活用していなかった。学校カウンセラーが紹介した専門相談[※]についても、教育委員会事務局と学校との情報共有が行われず、両者が連携して保護者の相談内容について有効な手立てを講じる機会を逸していた。

※専門相談：

児童生徒や保護者からカウンセラーが受けた相談のうち、医療相談や発達検査、継続的な心理相談等を行う必要があるケースに対応する、教育委員会が運営する相談部署。

(2) 再発防止策

①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり

学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、保護者が参画しやすい学校運営をすすめる。また、日頃からあらゆる機会・場面をとらえ、積極的なコミュニケーションを図るなど、保護者が学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

【コミュニケーションを図る取組の例】

- ・ 家庭訪問、連絡帳、保護者面談によるコミュニケーション機会の設定
- ・ 保護者が参加しやすい学校行事、地域との協働による学校運営

②保護者からの相談への組織的な対応

保護者からの相談については、学級担任だけで抱えることなく、共有が必要な情報については、学年会や児童・生徒指導部会等で共有する。また、解決が困難な問題については、ケースカンファレンス等で校長をリーダーに組織として対応し、児童生徒や保護者のニーズに応え問題を解決していく。

③学校外の相談窓口の効果的活用

保護者の相談内容によっては、学校だけで抱え込むことなく、区役所や警察等の関係機関と連携し問題を解決していく。また、保護者にも様々な機会を通じて、子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介していく。

4 関係機関との連携

学校外の関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること。

(1) 問題点

①関係機関との連携が不十分であったこと

本事案では、学校・教育委員会事務局ともに、警察に相談するようアドバイスすることに留まり、「保護者とともに警察と相談する」、「警察と連携して児童への指導にあたる」などの積極的な対応が見られなかった。

②スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用ができなかったこと

児童生徒が抱える課題が学校だけでは解決できない場合に、関係機関と連携して解決を図る専門職として、SSWの段階的配置を進めてきた。

しかし、SSWは、虐待の早期発見や福祉的課題を抱える児童生徒への対応に重点が置かれていたため、本事案では、関係機関との連携を進める役割を担うことができなかった。

(2) 再発防止策

①関係機関(多機関)との連携強化

保護者・児童生徒の孤立化を防ぐとともに、学校だけで解決できない課題の解決に向け、多機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、個別の事案についての情報共有等を図り、区役所や警察、児童相談所、療育センターなど、多機関との連携を積極的に行い、それぞれのもつ権限や制度等を活用することで、児童生徒の抱える課題の解決に取り組む。

【多機関連携の具体例】

- ・区児童支援・生徒指導専任教諭協議会の活用
- ・学校警察連携制度の活用
- ・子ども・家庭支援相談との連携
- ・横浜市いじめ問題対策連絡協議会の活用
- ・要保護児童対策地域協議会の活用

②スクールソーシャルワーカー(SSW)の体制強化

SSWを学校に派遣し、学校長の指揮下で、いじめなど幅広い課題に対応するとともに、関係機関と連携し、各機関の専門職によりチームアプローチができるよう、SSWの役割や機能の拡大を行うほか、雇用・勤務形態の見直しや人員体制の充実を図る。

③スクールソーシャルワーカー(SSW)の人材育成

ケースワーク、ソーシャルワークやカンファレンスの経験豊富なSSWを育成するため、関係機関との人事交流などジョブローテーションを行うほか、平成29年度より、高い能力をもったスーパーバイザー(1名)やチーフSSW(4名)を配置し、実際の業務を通じて実践的な人材育成に取り組む。

④チームアプローチ体制の整備

スクールソーシャルワーカー(SSW)が関係機関を結び付ける役割を担うことによって、学校の児童支援・生徒指導専任教諭やカウンセラー、学校教育事務所の指導主事、区役所・児童相談所のケースワーカーや保健師、警察の相談員等の専門職と連携し、個々のケースについてチームアプローチを実施する。

また、チームアプローチで重要な役割を担うSSWの活用を図るため、関係部局間でSSWの活用に関する情報交換を進める。

5 教育委員会事務局の児童生徒指導体制のあり方

教育委員会内の各組織が役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること。

(1) 問題点

①保護者の心情やニーズに寄り添った対応ができなかったこと

学校教育事務所は、学校との間で課題の解決が困難となっている保護者から直接相談があった際に、「子どもを中心に、保護者と学校の当事者間で課題が解決されることが望ましい」という考えで対応し、学校教育事務所に相談している保護者の心情に寄り添った対応を行うことができなかった。

②学校教育事務所及び教育委員会事務局は、迅速かつ適切な学校支援を行わなかったこと

学校教育事務所は長期にわたって事実が確認できない中で、学校に対して児童生徒指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の派遣をするなど、適切なアドバイスや積極的な学校支援ができなかった。

また、教育委員会事務局の所管課も、学校教育事務所に対応を依頼するに留まり、学校だけで課題解決が困難な事案に関して、迅速かつ適切な支援を行わず、その後の状況確認も行わなかった。

③学校教育事務所が、ケースカンファレンスで組織的判断ができなかったこと

学校教育事務所において個別ケースの情報を共有する会議等では、検討すべき事案の緊急度・重要度などを判断する基準が明確になっていなかった。このため、学校教育事務所は本事案について、学校が主体的に解決できる問題との認識に留まり、積極的な支援が必要であるとの組織的判断ができなかった。

④専門相談(教育委員会事務局)が、相談内容を学校と共有しなかったこと

専門相談については、相談内容を外部に伝えないことを前提に対応することで、相談者との信頼関係を築き、幅広い相談を受けている。しかし、児童生徒の「教育を受ける権利」の保障等に資する場合には、相談者の了解を得て学校と相談内容を共有する必要があった。

(2) 再発防止策

①学校教育事務所による積極的支援

学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となつているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底するとともに、学校が求める支援ができるよう、事務所内の業務内容等の精選・見直しを行うなど、事務所内の体制を整備する。

②緊急対応チームによる支援

人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。

③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施

重大な課題を見逃すことなく、組織として確実に把握し対応するため、緊急度・重要度の基準を定め、一定以上の緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスの中で対応方針を決定するなどのルールを明確化する。

また、事案の検討に必要な記録を徹底するとともに、関係部署が情報を共有し一元化できるよう、情報システムの整備や、様々な事案を集積し、データ化して活用する方策を検討する。

④迅速な専門家の派遣

学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整備する。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する体制を充実する。

⑤専門相談との情報共有

専門相談は相談者との信頼関係を築くことで幅広い相談を行っていることから、関係部署間での情報の共有については相談者との信頼関係を損ねる危険性がある。

しかし、児童生徒の成長にそつた教育を行っていくためには、必要な情報を関係部署が共有することも重要であることから、重要度に応じて情報共有の同意もしくは初期段階での情報共有に関わる事前告知手続きを行うなど、情報が共有できる方策を検討する。

⑥いじめ事案の継続的な状況確認

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることの無いよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害の児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

6 いじめ調査方法のあり方

教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること。

(1) 問題点

①いじめ重大事態の判断が遅れたこと

「横浜市いじめ防止基本方針」では、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局がどのように関わって重大事態の調査の判断をするか、判断主体が不明確であった。

その結果、本事案においては、制度を所管する教育委員会事務局や学校教育事務所が重大事態の判断を学校に委ねることとなり、重大事態としての調査の判断が遅れた。

②法の運用について認識が不足していたこと

いじめ防止対策推進法の施行により、「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」としても法第28条第2項の重大事態の疑いとしてとらえ、法の手続きに則って事実関係を明確にするための調査や報告を行う必要があった。

しかし、研修など、制度に関する周知が十分でない中で、制度導入という大きな変更に対応することができなかった。

(2) 再発防止策

①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断

いじめ問題は、件数が多くかつ事案の態様も様々であるため、どのような場合に重大事態としての調査が必要であるか、判断事例を積み上げることにより、迅速かつ的確な判断に繋げる必要がある。

そこで、今後、重大事態の事例や判断のノウハウが蓄積していく教育委員会事務局の人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを設置し、そのチームと学校教育事務所・学校が連携し、的確に重大事態調査の判断を行う。

②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進

「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を行い、迅速かつ組織的な対応が行えるよう、緊急度・重要度に応じた報告や、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局でのケースカンファレンスの連携の仕組みを整備するなど、再発防止の取り組みを進める。

③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用

校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

【具体的な取組例】

- ・弁護士等によるいじめ防止対策推進法の趣旨や定義の理解を深める研修
- ・いじめの実例に基づいた重大事態の判断の事例検討
- ・いじめ調査における聴取手法の研修

④早期解決に向けた調査体制の拡充

日々成長していく児童生徒に配慮し、いじめの重大事態の調査を迅速に実施し、早期の解決を図れるよう、調査に当たる横浜市いじめ問題専門委員会の委員となる専門家の増員や、事務局体制の充実を図る。

7 調査結果の公表のあり方

自治体として、公表に係る法律を適正に運用するとともに、教育的視点からの公表がどうあるべきか、検討していくこと。

(1) 問題点

①調査報告書の公表についての準備が不足していたこと

法令では、重大事態の調査を行った場合は、「調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行うものとする」とされているのみで、公表に関する規定はない。

また、調査報告書は、プライバシーに関する情報を多く含むため、関係者以外への公表については、想定していなかった。

②教育的視点からの調査を活用すること

調査報告書を踏まえ、関わった児童生徒がそれぞれの行動を振り返り、自らの社会性や相手を尊重したコミュニケーション能力を高めることにより人として成長できるきっかけとできるよう、教育的な指導につなげる必要がある。

(2)再発防止策

①調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守

教育行政の透明性を確保するため、調査報告書は可能な限り公表されることが望まれているが、プライバシーに関わる情報が多く含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、公表の是非及び範囲を判断する。

②調査結果公表のガイドラインの作成

今後、調査結果の公表が求められた場合どのように対応すべきであるか、教育行政の透明性に応えとともに、教育的視点及び個人情報保護の視点を踏まえ、考え方を整理する必要がある。

このため、弁護士や教育関係者、学識経験者等からなる附属機関により、いじめ重大事態の調査結果の公表のあり方を議論の上、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

8 いじめの定義の理解

いじめ防止対策推進法や、横浜市いじめ防止基本方針の定義を正しく理解し、いじめについて適切に判断し対応すること。

(1) 問題点

①いじめの定義の理解が不足していたこと

いじめの定義では、いじめられた子どもの立場にたって「心身の苦痛を感じているもの」がいじめと定義されている。

しかし、本事案では、「いじめの事実を明確にしなければならない」「事実が明確になれば、関係児童を指導することはできない」との考えにとらわれ、法の定義・趣旨を踏まえたいじめと認識することができなかった。

②「いじめ重大事態」の理解に関する研修が不足していたこと

「横浜市いじめ防止基本方針」では、「いじめにより重大事態に至った」という申し入れがあった場合には、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」としても「いじめ重大事態」の疑いとして調査を行う必要があるとされている。

しかし、現実のいじめ事例の態様は複雑多様で判断が難しい中、学校現場に対する研修等が十分とは言えず、通知を主体とした周知に留まったことから、本事案の場合も、保護者から「金品の授受を伴ういじめ」の訴えがあったにもかかわらず、重大事態としての調査の判断を行うことができなかった。

(2) 再発防止策

①より効果的な研修の工夫

校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等において制度周知や事例検討を行うことで確実な運用を図る。

また、研修素材を見直し、いじめの定義理解や重大事態の認知、事例の判断基準、解決策等について、児童支援・生徒指導専任教諭等のスキルや感度を上げられるものにする。

【活用する研修の例】

- ・課題解決の専門家による研修（人権教育・児童生徒課）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修（人権教育・児童生徒課）
- ・指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター）
- ・出張行政説明（文部科学省初等中等教育局）

②いじめの申し立て窓口の設置

いじめ事案について、学校に相談しても解決しない場合やいじめの調査の対応がされない場合に対応するため、児童生徒や保護者が学校を経由せず、アクセスしやすい相談窓口や申し立てを行うことができる専用窓口の設置を検討する。

③保護者や地域に向けた学校の取組の発信

児童生徒のいじめ行為は、大人の言動が大きく影響する。いじめを未然に防止するために、学校がいじめについてどのような教育を実施していくのか、広く保護者や地域に向けて発信する。

【発信の具体例】

- ・学校ホームページを使った学校でのいじめの未然防止の取組の発信
- ・いじめ防止市民フォーラムの実施
- ・横浜子ども会議※での成果を活用したポスターによる啓発

※横浜子ども会議：

平成25年度から開催している、市立学校の代表が会し、子ども達自らが話し合い、主体的な取組につなげる会議。

答申後の経過

内容	
28年	11月 2日 いじめ問題専門委員会から調査報告書の答申 11月 7日 教育委員会定例会での審議（非公開）、報告書を申立人に情報提供すること了承、継続審議 11月 8日 当該児童代理人へ調査報告書を提供 11月 9日 市長へ調査結果の報告 11月 9日 所管部署が報道機関からの一括取材に対応 11月15日 当該児童代理人による記者会見 11月15日 教育長が報道機関からの一括取材に対応、謝罪 11月21日 義家文部科学省副大臣の横浜市訪問、市長・教育長・教育委員の意見交換 11月21日 いじめ問題等への取り組みの徹底について（教育長通知）（課長通知）を発出 12月 1日 当該児童保護者、当該児童代理人と面会 12月 8日 市長と学校現場で教育に携わる職員との意見交換 12月 9日 当該児童代理人から「要望書」の提出 12月12日 市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で「いじめ問題専門委員会の答申内容」及び「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置」について報告 12月15日 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置
29年	1月10日 当該児童代理人から「所見」の提出 1月20日 会期外の市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で、再発防止検討委員会の検討状況の中間報告（1回目） 1月23日 当該児童代理人から「申入書」の提出 1月26日 1月20日の会期外常任委員会説明に関する教育長コメント 2月10日 教育委員会会議で対応を報告（非公開） 2月13日 当該児童代理人が、当該児童から市長あての手紙を提出 2月13日 教育長が記者会見 ・お子様の気持ちをしっかりと受け止められなかったこと、教育的指導をきちんとできなかったことについて謝罪。 ・教育委員会としては、改めて金銭授受の部分もいじめの一部として認識し、再発防止を真摯に検討していくことを説明。 2月15日 市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で、再発防止検討委員会での検討状況の中間報告（2回目） 2月17日 教育委員会会議で再発防止策を審議（非公開）、継続審議 3月 3日 教育委員会会議で再発防止策を審議（公開）、継続審議 3月14日 市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で、本報告書（素案）について報告（3回目） 3月17日 教育委員会会議で審議（予定）

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要

平成28年11月2日付け、「横浜市いじめ問題専門委員会」からの「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（答申）」を受け、再発防止策を検討するため、平成28年12月15日に、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会」を設置しました。

1 設置目的・役割

- なぜ教育委員会や学校が十分な対応を行うことができなかったのかを検証
- どうすれば適切な対応を行うことができるか、再発防止策を検討

2 検討項目

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 児童理解 | (5) 教育委員会事務局の児童生徒指導体制の在り方 |
| (2) 校内児童生徒指導体制の充実 | (6) いじめ調査方法の在り方 |
| (3) 保護者との関係構築 | (7) 調査結果の公表のあり方 |
| (4) 関係機関との連携 | (8) いじめの定義理解 |

3 組織構成

(1) 再発防止検討委員会（委員長 教育次長）

- 再発防止検討委員会は、教育次長を委員長とし、教育委員会事務局の部・課長級及び関係区局の局部長級職員により組織します。

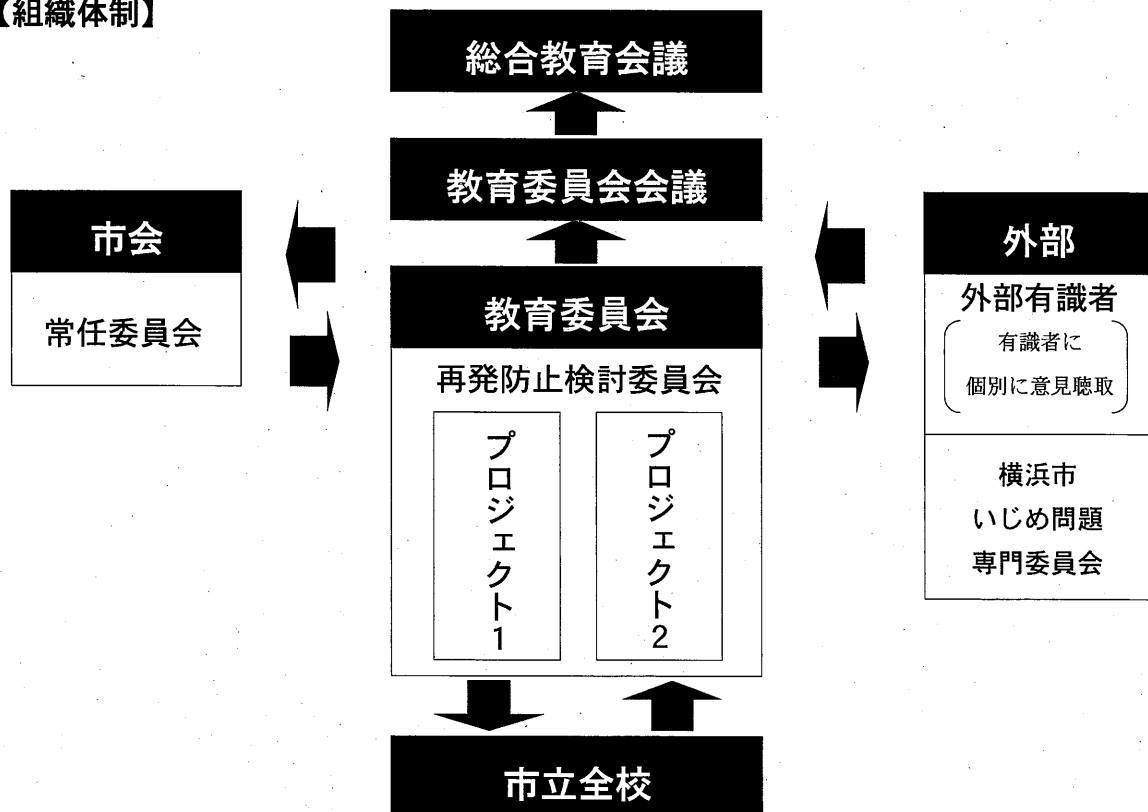
教育委員会事務局の部課長級10名、市長部局の局部長級5名

(2) プロジェクトチーム（2チーム設置）

- 迅速な検討を行うため、再発防止検討委員会の下に、プロジェクトを設置します。

教育委員会事務局の部課長級・指導主事15名、市長部局の課長・課長補佐級4名

【組織体制】



《素案》

4 外部有識者等からの意見聴取

- 再発防止検討委員会がまとめた再発防止策（素案）について、国・県・弁護士などの外部有識者に評価を依頼し、意見を聴取しました。
- また、「横浜市いじめ問題専門委員会」に諮問し、意見を求めました。

5 市会常任委員会への説明・議論

- 取りまとめられた再発防止策（素案）について、市会常任委員会で説明し、ご議論いただきました。（※3月14日）

6 総合教育会議での検討

- 市会常任委員会での意見等を踏まえ、再発防止策（案）について、市長が主催する総合教育会議において、市長・教育長・教育委員で議論・検討しました。（※3月末）

7 検討経過

月	日	内容
12月	15日	第一回 再発防止検討委員会開催
	16日	プロジェクト1 開催
	19日	プロジェクト2 開催
	20日	プロジェクト2 開催
	21日	プロジェクト1、プロジェクト2 開催
	26日	プロジェクト1 開催
	27日	第二回 再発防止検討委員会開催
1月	6日	第三回 再発防止検討委員会開催
	13日	第四回 再発防止検討委員会開催
2月	1日	第五回 再発防止検討委員会開催
	16日	外部有識者に意見聴取を依頼
	17日	「横浜市いじめ問題専門委員会」に諮問
	24日	「横浜市いじめ問題専門委員会」、プロジェクト1・2 開催
3月	1日	第六回 再発防止検討委員会開催
	13日	「横浜市いじめ問題専門委員会」から意見書提出

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

教育委員会事務局委員

役割	職名	氏名
委員長	教育次長	小林 力
副委員長	総務部長	高倉 徹
副委員長	教育政策推進等担当部長	小椋 歩
	教職員人事部長	魚屋 義信
	施設部長	上田 恭弘
	指導部長	長谷川 祐子
	国際教育等担当部長	奥田 裕之
	北部学校教育事務所長	前田 崇司
	職員課長	小林 謙一
	教職員人事課長	市川 一弘

本市関係局委員

職名	氏名
泉区福祉保健センター担当部長	松浦 淳
総務局コンプライアンス推進室長	鈴木 紀之
市民局市民情報室長	田山 博敏
こども青少年局こども福祉保健部長	細野 博嗣
健康福祉局生活福祉部長	本吉 究

《素案》

学校・学校教育事務所についての検討PT(PT1) 委員

役割	職名	氏名
チーム長	教育政策等担当部長	小椋 歩 ※
	教職員人事部長	魚屋 義信 ※
	寺尾中学校長	木藤 肇
	教育政策推進課長	高見 暁子
	教職員人事課長	市川 一弘 ※
	指導部首席指導主事	緒方 克行
	北部学校教育事務所指導主事室長	水木 尚充
	人権教育・児童生徒課指導主事	小倉 克彦
	こども青少年局課長補佐(中央児童相談所 支援課相談調整係長)	畑岡 真紀
	港北区福祉保健センターこども家庭支援 課長	石原 千草

教育委員会事務局についての検討PT(PT2) 委員

役割	職名	氏名
チーム長	総務部長	高倉 徹 ※
	国際教育等担当部長	奥田 裕之 ※
	北部学校教育事務所長	前田 崇司 ※
	職員課長	小林 謙一 ※
	東部学校教育事務所指導主事室長	直井 純
	南部学校教育事務所指導主事室長	村岡 靖
	人権教育・児童生徒課担当課長	蒲地 啓子
	鶴見区福祉保健センターこども家庭支援 課長	中澤 智
	泉区福祉保健センターこども家庭支援 課長	丹野 久美

※…検討委員会委員を兼ねる者

《素案》

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

意見聴取を行う外部有識者等

職名	氏名
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長	松林 高樹
神奈川県教育局支援部子ども教育支援課長	宮村 進一
神奈川県教育局支援部学校支援課長	加川 香
目白大学人間学部人間福祉学科教授	大崎 広行
弁護士法人リレーション代表弁護士	川 義郎

《素案》

意見書の対応状況

参考資料4

通し番号	問題・対策	校番	意見	対応	意見者
1	全般		再発防止策の主目的は、学校および教育委員会のためにある。わかりやすさを第一義にすべく、項目、文章を具体的に簡潔に記す必要がある。	本報告書を取りまとめる中で、可能な限り配慮させていただきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
2	全般		具体的なことを書く方がわかりやすい。	本報告書を取りまとめる中で、可能な限り配慮させていただきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
3	全般		いじめ防止という観点からは、学校の中に死角があることも注意してほしい。	ご指摘のとおりです。施設の整備等においては、ご指摘の点も十分考慮してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
4	全般		本事項の再発防止策で取り上げられている内容は、いずれもいじめ問題に特化した内容ではなく、不登校や発達障害など、特別な配慮や支援が必要な児童にも当てはまる内容である。再発防止策を実施する側（学校や学校教育事務所及び教育委員会事務局など）は、今回の再発防止策が、今後のさまざまな児童支援にも、よりよい効果を生むことを念頭に、児童支援におけるユニバーサルな視点をもって臨む必要がある。	ご指摘のとおりです。今回の再発防止策は、いじめ問題に対応することを目的としていますが、児童生徒指導・教育相談全般に関わる取り組みとして、進めてまいります。	外部有識者
5	全般		各項目とも具体的な方策、手立てを明示する必要がある。その際には、学校・学校教育事務所・事務局それぞれの役割等を整理し、示す必要がある。	本報告書を取りまとめる中で、可能な限り配慮させていただきます。今後、本報告書に基づき、各所管部署でアクションプランをつくり取組を進めます。	外部有識者
6	1 (1) ①		不登校やいじめの訴え、金品の持ち出しなどという「それぞれの問題」に対する「十分に対応することをしなかった」ことが指摘されているのであり（p.23）、「組織体制」というより「個別指導」が欠けていたことが問題なのではないか。なお付言すると、複数の教員が「多様な視点を持つ」だけではなく、むしろ、複数の教員がともにいじめに気づき、連携して対応する視点を持つことが重要である。	ご指摘を踏まえ、個々の教員の問題点と、組織体制の問題点がわかるように、項目を分離しました。	外部有識者
7	1 (1) ②		①当該児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった点、②複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性を捉えることができる組織体制となっていなかった点については、特に重要な課題として、今後、改善していく必要があると思われる。	ご指摘を踏まえ、個々の教員の問題点と、組織体制の問題点がわかるように、項目を分離しました。	外部有識者
8	1 (2) ①		再発防止策の「1. 児童理解」とも関連するが、いじめの未然防止、長期化・重大化の防止に向けては、児童・生徒自らが問題意識をもって主体的に行動できるよう育てることが不可欠である。そのためには、いじめ防止に向けて児童・生徒が積極的に関わる取組の充実が不可欠である。横浜市では、これまでも「横浜プログラム」による豊かな人間関係づくりや、「フォーラム」等での児童・生徒を中心とした取組みなど、同様の取組みが盛んに行われている。全学的に展開されている小中一貫教育の視点を生かし、こうした取組みを9年間を通じて小学生と中学生が交流する中で実践するなど、更なる充実を期待する。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。また、「フォーラム」等については再発防止策の項目8に具体例を追記しました。	外部有識者
9	1 (2) ①		各教科の授業や特別活動の中で、「望ましい人間関係づくり」に取り組み、スキルトレーニングを行いながら、いじめを未然に防止していくことが大事である。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
10	1 (2) ①		いじめの定義にある「心身の苦痛」について、どういう行動・行為が心身の苦痛を与えるのかを子どもが知ることが大事である。心情的なものだけになっていると、行為に対しての教育がゆるくなってしまうので、何がいけないのかを子どもに主体的に考えさせる教育が必要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
11	1 (2) ②		当該児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった点に関しては、教員側の気づきだけでなく、日常的な関わりの中で、児童が教員に対して、いつでもSOSを出せるような信頼関係を構築していくことが必要である。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	外部有識者
12	1 (2) ②		いじめられた子供がSOSを出せないこともある。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
13	1 (2) ②		児童にとって、複数の教員と接する機会があるというのは、いじめの申告を拾い上げる機会が増えるという点で適切である。	ご指摘のとおり、一人ひとりを多面的にとらえるため、一人の児童生徒に複数の教職員が関われるよう、取組を進めます。	外部有識者
14	1 (2) ③		複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性を捉えることができる組織体制となっていなかった点に関しては、「教師自身の感性を磨き高める研修を実施する」ことが挙げられているが、問題は研修の中身である。自らの感性に気づき、感性を磨くための具体的な研修内容を、今後、検討していく必要がある。	ご指摘を踏まえ、感性という言葉を変え、ヒアリングスキル等の具体的な例を記述しました。	外部有識者
15	1 (2) ③		いじめ対策としての「教師の感性を高める研修」というのは何であるかが具体的に示されるとよい。	ご指摘を踏まえ、感性という言葉を変え、ヒアリングスキル等の具体的な例を記述しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
16	1 (2) ③		一般的に研修の提案が多いが、時間数の増加ではなく、研修効果の分析が必須である。	ご指摘については、今後の研修の実施の中でも、配慮してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
17	1 (2) ③		思春期の子どもは、集団リビドーが非常に関係しているので、個々の理解だけでは見えにくい。行為の背後に子ども同士の人間関係がある。「集団の中で」「学級の中で」という視点を付け足してほしい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会

《素案》

通し番号	項目	枝番	ご意見	対応	意見者
18	1	(2) ③	「教師自身の感性を磨き高める研修」という表現が具体的にない。どのような研修をすれば、教師自身の感性を高められるのか、さらにいえば、そもそも感性を磨き高められることができる研修が可能なのか。 本件については、「個々の担任教員は、何とか当該児童を理解し、教育の補償をしようという努力はしていたことは認められたが、学校全体で情報共有がされておらず」(p.20)という指摘からすると、本件に関しては、むしろシステムの問題なのではないか。全体に対する研修は、本件との関係では効果的でないように考える。	ご意見を踏まえ、感性という言葉を改めるとともに、ヒアリングスキル等の具体的な例を記述しました。 また、児童生徒理解につきましても、個々の教職員の問題と、組織体制の問題の両面があると考えております。	外部有識者
19	1	(2) ④	「複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する」ことは、学校生活全体で担任との関わりが多く時間を占める小学校においては、学校や教員の意識改革と学校全体としての組織的な取り組みが必要である。	重要な課題の一つとしてとらえており、今後、具体的な再発防止の取り組みを進めてまいります。	外部有識者
20	1	(2) ④	教員個人の判断を中心にするとう感情的になり正確な判断ができない。必ず組織的に複数で判断する。教師がコミュニケーションをきちんととることが重要である。	重要な課題の一つとしてとらえており、今後、具体的な再発防止の取り組みを進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
21	1	(2) ⑤	警察は、立件は難しいと学校に伝えているが、それは「いじめではない」ということとは違う。しかし、「指導の対象ではない」と教育機関は思いがちである。	今後の学校運営・児童生徒指導の際に、対応できるよう取り組みます。	横浜市いじめ問題専門委員会
22	1	(2) ⑤	警察が介入すると警察の結果が出るまでは何もしないという傾向が強くなっている。本来やるべきこととして、虞犯・非行行為は学校教育の範疇で指導すべきであることを理解する必要がある。	今後の学校運営・児童生徒指導の際に、対応できるよう取り組みます。	横浜市いじめ問題専門委員会
23	1	(2) ⑤	現状でどのような教育的支援がデフォルトとされているのかが不明であるが、内容としては適切である。	具体的指導例を記載しています。	外部有識者
24	1	(2) ⑤	児童の間において、保護者の認識がない中で多額の金銭がやりとりされていること自体が、教育上の重大な問題であり、その背景も含めて指導する必要があったと考える。	ご指摘を踏まえ、今後適切に対応してまいります。	外部有識者
25	2	(1) ②	前段部分は、問題点の摘示として不適切である。「学校は、対応すべき児童指導上の課題に対し、管理職を含めた児童指導部等との校内組織での迅速な情報共有、事案の整理、組織的な判断を行わず、役割分担も不明確なまま対応した」というのは単なる事象に過ぎず、「そのような事象が生じたのはなぜか」という問題点の摘示がない。 問題点の摘示としては、そのようなシステムがなかったのか、あったが機能しなかったのか(→機能しなかった原因)が必要である。後段部分も、「その結果」とはいえない。金品の授受だけでも、適切な対応をとることができれば、対策が可能であったと考えられる。	ご指摘を踏まえ、システムが機能しなかった原因について、分析できている範囲で記述しました。また、後段部分は他の項目との重複もあったため、削除しました。	外部有識者
26	2	(1) ③	児童の「内面やその変化についての理解」に基づいた情報共有や引き継ぎができていない原因が不明である。	ご指摘を踏まえ、再発防止策に具体的な例を記述しました。	外部有識者
27	2	(2) ②	東日本大震災を強調するのではなく、全体的な見方で偏見や差別が無いように人権教育を推進する必要がある。	ご指摘を踏まえ、放射線教育・被災地理解学習と、道徳教育・人権教育に項目を分けて記載しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
28	2	(2) ③	必要とされるのが、校内委員会、学校、学校教育事務所、教育委員会事務局、それぞれの段階での状況認識と適正な判断である。本事項で再発防止策として挙げられている「定期的なケースカンファレンスの実施」は、こうした状況認識と適正な判断を行うのに不可欠な場である。適正な「ケースカンファレンスの実施」は、本報告書で挙げられている、他の再発防止策の中でも数多く取り上げられている。今後の再発防止策の大きな柱の一つとして取り組んでいくことを強く希望する。	重要な課題の一つとしてとらえており、今後、具体的な再発防止の取り組みを進めてまいります。	外部有識者
29	2	(2) ③	事例検討会では、校長等の責任者が管理しなければならない。会議での内容、工程表に基づいた時間軸の対応を提案し、会議録記載は必須である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
30	2	(2) ③	「対応方針の決定ができる」児童生徒指導体制がどういふものかが不明である。(対応方針の決定ができない児童生徒指導体制というものが観念できないため。。「対応方針の決定ができる」という表現を削除した方が適切である。後段は適切である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
31	2	(2) ④	「児童支援専任教諭の体制強化」については、児童支援専任教諭の負担軽減だけでは不十分である。ケースごとのアセスメントや他機関連携、児童・保護者理解など、ケースカンファレンスの適正な運営につながるような、児童支援専任教諭の役割を十分担えるだけの研修内容の強化も必要である。	今後の再発防止の取り組みにおいて、頂いたご意見を踏まえて対応いたします。	外部有識者
32	2	(2) ④	再発防止策では、「児童支援専任教諭が役割を十分に果たせる体制の強化」を図るとされている一方、「校長による児童支援専任教諭の積極的な活用」とも示されている。何のために専任としたのか、何が専任の役割か等を明確にし、管理職はもちろん学校全体の共通認識とせねば、更なる体制強化も実効性は伴わない。本県では、小学校において児童支援を専任で行える体制を整えている市町村が少ない中、横浜市の現行体制が有効に機能し、組織的な対応が小学校に根付いていくことを期待する。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
33	2	(2) ④	小学校の児童支援専任教諭もようやく整えられてきたが、重層的な研修で、個人の質的な向上を図ることや、キーとなる人材をきちんと育てることが大事である。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
34	2	(2) ④	今回の事例は、小学校の問題が大きい。児童支援専任はこれから力を持ってくるだろうが、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーその他の専門家とどのように付き合っていくかも、まだこれからの課題である。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会

《素案》

通し番号	項目	問題・対策	枝番	ご意見	対応	意見書
35	2	(2)	⑤	対策を講じるには、管理職も含めた多くの教職員の意識改革が必要であろう。そのためには、それぞれの学校の管理職が中心となり、管理職の強いリーダーシップの下、実施していく必要がある。仮に、その過程において、その役割を担えない管理職がいる学校では、学校教育事務所や教育委員会事務局の強い指導・助言・支援が求められる。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
36	2	(2)	⑤	校長の危機管理能力開発のため、具体的なケースをいかに自分のこととして捉えるかといった事例検討の研修を充実していく必要がある。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
37	2	(2)	⑤	内容は適切であるが、タイトルと内容が一致していない。	ご指摘を踏まえ、タイトルを修正しました。	外部有識者
38	2	(2)	⑥	「転校」というキーワードがある。横浜市に転校して来たとき、保護者も子どもも不安定である。地域や学校にどう溶け込むかなど、児童生徒指導体制の中で、「迎え入れ方」があるとよい。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
39	2	(2)	⑥	転入時に、指導要録の抄本が送られるので、元の学校との信頼関係の中で情報を共有するとよい。	ご指摘を踏まえ、記述を見直しました。今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
40	2	(2)	⑥	具体的な対策が不明である。どのような「体制」を整備するのか、また「情報共有の場」を設定した上で、それをどのような形で引き継いでいくのが不明である。	ご指摘を踏まえ、具体的な取組を記載しました。	外部有識者
41	2	(2)	⑦	どの状況においても一番大事なことは、子どもの教育を受ける権利を担保すること。加害者・被害者の特定を目的とするのではない。事案が起こった時点で、子どもの教育を受ける権利を侵害しないように学校が動くべきである。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
42	3	(1)	①	一見困った存在として目に映る、本来支援が必要な児童や保護者を、「困った児童」「困った保護者」と捉えるか、「困っている（苦戦している）児童」「困っている（苦戦している）親」と捉えるか、その捉え方によって、児童や保護者への関わり方や対応が大きく変わってくる。本事項で挙げられている再発防止策は、こうした教員の価値観や意識の変革を前提に進められる必要がある。学校における教員同士の日々の話し合いや校内研修の中で、こうした価値観や意識をいかに醸成していくかが重要である。	ご指摘のとおりです。日々の学校運営や事務局業務を行う中で、その点を忘れることのないよう、取組を進める必要があります。	外部有識者
43	3	(1)	①	「保護者に寄り添った対応をするための工夫」という表現が具体的ではない。答申で「懇談」という表現が用いられているので、「懇談（面談）を行うための工夫」などの表現が考えられる。	ご指摘を踏まえ、具体例を記載しました。	外部有識者
44	3	(1)	②	「・・・体制が脆弱であったため」、「保護者との関係づくりは教員個々の対応に任せられ」といえるのか、因果関係が明らかではない。基本的な保護者との関係づくりが教員個々の対応に任せられているのは当然のことであり、問題点の指摘として不適切である。また、「校長のリーダーシップの下で組織的に対応する体制が脆弱であった」としても、それが良好な関係づくりに有効な手立てを講じることができなかったことにつながるか、という点も疑問である。既に指摘されているとおり、個々の教員がもっていた当該児童に対する情報が共有されていなかったことに起因する問題であると考えられる（この情報が伝わっていたにもかかわらず、学校が対応しなかったということであれば、体制の問題である。）。むしろ、「保護者が家庭訪問に来ないでほしい」といった場合の対応策が不十分であったということではないか。	ご指摘を踏まえ、保護者との信頼関係が崩れた場合の問題点であることを追記しました。	外部有識者
45	3	(1)	③	後段の「専門相談」が不明。制度ということであれば、具体的にどのような制度であるかということを明らかにした上で、「専門相談制度」とした方がよい。	ご指摘を踏まえ、専門相談について記載しました。	外部有識者
46	3	(2)	①	どのような状況にあっても、保護者は学校と共同して子どもを保護する立場にあることを理解し、定期的な懇談など、コミュニケーションを図ることが重要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
47	3	(2)	①	地域・保護者と学校の関係は「対立」ではなく「協働」、パートナーであるという視点を入れてほしい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
48	3	(2)	①	具体的に不適切である。「整える」とする「学校体制」の具体例が必要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正するとともに、具体例を記載しました。	外部有識者
49	3	(2)	②	前段について、共有の方法についての具体例が必要である。	ご指摘を踏まえ、共有の方法等を文章に加筆しました。	外部有識者
50	4	(1)	①	学校が自発的に警察に相談したのか、あるいは先に保護者から相談するよう促し保護者が相談したことを受けて学校が警察との連携を開始したのか、明確にすべきと考える。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
51	4	(2)	①	関係機関との連携においては、地域によっては「要保護児童対策地域協議会」が十分機能していなかったり、学校からの要請に他機関が十分応え切れていなかったりするケースが散見される。実務者レベルでの連携がスムーズにできない場合には、それぞれの関係機関を所管する部局間（部課長レベル）での連携（意思決定・連絡調整）が必要な場合もある。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
52	4	(2)	①	警察が動く場合の目的は事件の調査という観点が多い。立件できるかという見方、教育現場としての見方は同じではないことに気をつけなければならない。警察の見方と学校現場における問題行動の捉え方の違いを意識した連携が必要である。	ご指摘を踏まえ、今後の学校運営・児童生徒指導の際に、対応できるよう取り組みます。	横浜市いじめ問題専門委員会
53	4	(2)	①	不適切とはいえない。もっとも、「要保護児童対策地域協議会」で、どの程度（何件程度）の件をどの程度の間隔で扱うのか、という点については不明である。区役所との関係も、どの部署との連携をとるのかを具体的に示す必要がある。	要保護児童対策地域協議会については、いじめの背景に、学校だけでは解決できない福祉的課題等がある場合に、活用されるものと考えています。	外部有識者

《素案》

通し番号	項目・対策	枝番	ご意見	対応	意見者
54	4 (2) ①		児童の間で多額の金銭がやりとりされていた本事業では、学校が教育上の重大な問題であるとして、自発的に、警察との連携や、保護者間の話し合いを主導する等の対応を開始すべきである。たとえ、いじめ・触法行為に該当することが明らかでない段階であっても、必要な場合は学校が積極的に警察との連携等の対応を行うこともあることに留意すること。	ご指摘を踏まえ、具体例を追加しました。	外部有識者
55	4 (2) ②		現行のＳＳＷの活用の限界は、ＳＳＷの任期付き非常勤の雇用形態にある。教育現場でのＳＳＷの重要な役割と必要性がますます高まってきている中、学校や教育委員会内での重要な役割や関係機関との間での責任を伴う役割を担うためには、現行の雇用形態では限界がある。ＳＳＷの雇用形態を非常勤から正規職員に、段階的に移行していく必要がある。	ご指摘のとおりです。 今後の再発防止の取り組みの中で、雇用・勤務形態についても検討してまいります。	外部有識者
56	4 (2) ②		再発防止策では、ＳＳＷが児童虐待や福祉的課題のみならず、いじめ問題についても関係機関との連携の中心的役割を担うために、ＳＳＷの役割や機能の拡大のほか、雇用・勤務形態の見直しや人員体制の充実を図ることとされている。横浜市教育委員会において、従来、福祉的課題への対応を中心に担ってきたＳＳＷが、いじめ問題の対応にも十分に機能するためには、学校のＳＳＷの役割に対する理解と信頼および相互の情報共有が不可欠である。このため、見直しにあたっては、学校に対してＳＳＷのいじめ問題に係る新たな役割を十分周知するとともに、学校とＳＳＷ双方が動きやすい体制となるよう検討されたい。	ご指摘の通りと考えています。 今後の取り組みの中で、関係局区とも連携してまいります。	外部有識者
57	4 (2) ②		スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーが学校教育の目標を共通理解することができているか、それができたときに初めて専門性が生かされる。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で検討してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
58	4 (2) ②		不適切とはいえない。もっとも、本件においてＳＳＷの活用が有用であったかどうかという点については不明である。	今後、ＳＳＷが関係機関との連携に中心的役割を果せるよう、体制整備や人材育成を進めてまいります。	外部有識者
59	4 (2) ③		今後、ＳＳＷは児童支援専任教諭と連携し、ケースカンファレンス時のアセスメントに必要な情報収集や他機関連携など、これまで以上に重要な役割を担うこととなる。本事項で挙げられている内容以外に、ＳＳＷを所管する学校教育事務所からのバックアップ体制の強化と併せて、研修システムの構築、スーパービジョン体制の確立が必要である。	ご指摘のとおりです。 スーパービジョン体制として、局にスーパーバイザーを配置するほか、２９年度から、学校教育事務所にチーフＳＳＷを配置します。	外部有識者
60	4 (2) ④		ＳＳＷが適正に活用されているか関係機関や関係部局間での連絡調整が必要となる。文部科学省のＳＳＷ活用事業の実施要項にも示されている通り、こうした連絡調整の場として、ＳＳＷの活用に関する運営協議会の設置が求められる。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
61	5 (1) ②		「事実の確認を優先させた」という表現が不適切である。一定の時間に「事実の確認」ができず、そのために教育的な支援が行われなかったことが本件の問題点であることを明示すべきである。 後段について、対応を依頼した後に、フィードバックを受けたのかどうなのかは明らかにすべきである（フィードバックが不十分なのに対応しなかったのか、十分なフィードバックを受けていたのに対応しなかったのか。）	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
62	5 (2) ①		「積極的な支援に向けた事務所内の体制」の整備及び「学校だけでは解決が困難な事案」に対する迅速な対応と支援は、こうした取り組みにつながる重要な再発防止策であり、大いに評価できる。しかし、学校に対して、こうした判断や支援を行うには、どの段階をもって学校教育事務所が学校の支援に入るか、判断基準が必要である。今後、こうした基準作りを進めていく必要がある。	重要な課題の一つとしてとらえております。 今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
63	5 (2) ①		再発防止策の「保護者の気持ちを受止め、積極的に保護者や学校を支援する役割を徹底する」と示されている。 その際、弁護士やＳＳＷ等とともにキーパーソンとなるのが指導主事であると考えられる。いじめの重大事態を未然に防止するためには、教科指導担当・生徒指導担当を問わず全ての指導主事が日頃から学校を訪問し情報を収集するとともに、早い段階から事案対応に関わる必要がある。 さらに、こうした役割を徹底するためには、体制強化とともに指導主事への研修が重要と考える。	重要な課題の一つとしてとらえております。 今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
64	5 (2) ①		再発防止策では、学校教育事務所について「事務所内の業務内容等の精選・見直しにより、積極的な支援に向けた事務所内の体制を整備する。」とされているが、体制の問題点について言及がないために、問題点と再発防止策の対応関係が不明確となっている。 学校教育事務所は、学校を支援する重要な役割を担うことから、現行の組織体制について問題点を整理したうえで、今後の体制整備の方向性を示すことが望ましい。	ご指摘を踏まえ、再発防止策に反映しました。 ２９年度予算においても、緊急対応チームの指導主事４名、チーフＳＳＷ４名を事務所兼務として、各学校教育事務所に配置することにより、体制強化を図ります。	外部有識者
65	5 (2) ①		積極的な「支援」という視点では、ケースによっては積極的な「介入」が必要となる場合がある。学校と事務局との関係の中で、どの時点で介入するかを示せば、学校も保護者も安心できる。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
66	5 (2) ①		指導主事が学校指導をきちんとする、校長をきちんと指導するためには指導力のある指導主事の採用が必要である。指導主事のマネジメント能力を高める研修も必要である。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
67	5 (2) ①		学校教育事務所は、指導力を自負してほしい。事務所の指導主事が動きやすくなるように、事務所の機能についても検討してほしい。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会

《素案》

通し番号	項目	問題・対策	枝番	ご意見	対応	意見者
68	5	(2)	②	適切である。横浜市は日本最大の小中学校を擁する基礎自治体であるので、様々な問題が日々発生すると考えられ、学校が直接弁護士等の専門家のアドバイスを受けられる体制を整えることは重要である。迅速な対応を進めるためには、弁護士等の専門家を、短期的かつ集中的に各方面事務所に複数名配置することが望ましい。	ご指摘を踏まえ、特に弁護士等専門家の派遣について、新たな項目として位置付けました。	外部有識者
69	5	(2)	③	どこでも、どの状況においても、同じように手続きができるシステムとして考えるべきである。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
70	5	(2)	③	いじめ関連問題のインシデント・アクシデントを数値化して、横浜市のいじめ問題の現象と傾向を分析してほしい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
71	5	(2)	⑤	「専門相談との情報共有」においては、本事項にも示されている通り「相談者との信頼関係」と「相談者の理解」が重要な前提となる。相談者の相談内容が、無条件で関係機関間で情報共有がなされた場合には、相談活動のベースとなる「守秘義務」の原則に抵触し、相談者との信頼関係を損ねる危険性を孕んでいる。具体的な対応としては、相談者との信頼関係に根ざした情報共有の同意もしくはインテーク段階での情報共有に関わる事前告知手続き（オプトアウト）が必要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
72	5	(2)	⑤	横浜市の専門職の相談内容等の情報共有において、「個人情報ゆえに連携できない」は無責任である。	相談内容の取扱いについては、難しい面もありますが、同意手続き等を検討する旨文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
73	5	(2)	⑤	具体的に、児童の保護者から同意を受ける方法、児童が保護者に知られたいくない情報については、児童の同意を受けた上で対応する方法を明記すべきである。また、同意を受けられない場合については、相談で開示されたいじめ等の情報を基に対策を講じる必要がある。	ご指摘を踏まえ、同意手続き等を検討する旨文章を修正しました。	外部有識者
74	5	(2)	⑥	学校教育事務所は、各学校での事件や事例の経過を見守るモニタリングやフォローアップの機能を持つことが重要である。こうした機能を働かせることで、報告のあった事件や事例の経過について、学校だけでは気づくことができない変化を学校教育事務所が事前に把握し、大きな事件や事故につながるのを未然に防ぐことが可能となる。	ご意見を踏まえ、新たな項目を追加しました。	外部有識者
75	5	(2)	⑥	解決したと思ったものには、大人の意識がいきとどきにくくなることに注意してほしい。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
76	5	(2)	⑥	いじめが解消した後も、被害・加害の児童生徒を教育的な観点から支援し、その後の経過から学ぶ姿勢が重要である。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
77	6	(1)	①	今回の事案については、第三者委員会への諮問が遅れたことが大きな問題であった。早く動いていれば、被害児童からの話を聞き、その後、加害といわれている子どもたちからも話を聞くことができた。また、同時並行で、それらの児童に対する学校側の教育的な配慮についてもアドバイスができた可能性があった。	ご指摘のとおりと考えています。今回の検討の中でも、大きな課題としてとらえています。	横浜市いじめ問題専門委員会
78	6	(1)	①	これ自体は適切である。しかし、本件の問題点は、学校と保護者との関係が良好でない中で、学校の調査が頓挫した場合に速やかに学校教育事務所と連携を行い、別の方法による調査が必要であったという点である。この点の指摘は必要不可欠である。	ご指摘のとおりと考えています。今回の検討の中でも、大きな課題としてとらえています。	外部有識者
79	6	(1)	②	前段につき、「重大事態といえない」と認定した場合は、当然のことながら調査や報告を行う必要はない。正確には、「いじめにより重大事態に至った」という申立てがあった場合には、法28条2項の「疑いがあると認めるとき」としてとらえ、「法の手続きに則って・・・」とすべきである。後段については適切である。	ご指摘を踏まえ、法第28条の2として対応すべきことが明確となるよう文章を修正しました。	外部有識者
80	6	(1)	②	保護者からいじめの重大事態として申し入れがあったのは平成27年12月だが、「重大事態」という言葉がなくても、いじめにより大きな被害が生じている旨の申し入れがあれば、当然重大事態の申し入れとして対応するべきであったと考える。	ご指摘のとおりと考えています。今回の検討の中でも、大きな課題としてとらえています。	外部有識者
81	6	(1)	②	学校の組織的対応については、これまで繰り返し文部科学省から、通知や研修を通じて周知徹底を行ってきた。横浜市教育委員会事務局は、これまでどのように文部科学省からの通知を学校現場に徹底させるよう指導していたのか、確認した上で今後の対応を検討すること。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
82	6	(2)	①	いじめ重大事態の調査や判断を円滑に進めるために、新たに緊急対応チームが教育委員会事務局に設置されることになっているが、ケースによっては児童や保護者、学校など、具体的な支援にも活用していくことを期待したい。	ご意見を踏まえて、今後の再発防止の取り組みにおいて進めてまいります。	外部有識者
83	6	(2)	①	本事案では、いじめ重大事態の判断を学校に委ねたことにより、結果として重大事態の調査の判断が遅れたとされたことを踏まえ、再発防止策においては、教育委員会事務局に「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所・学校と連携し、的確に重大事態調査の判断を行うこととされている。「緊急対応チーム」の判断が的確になされるために、チームの構成員には指導主事等教員籍の職員だけでなく、法令に通じた事務職員を配置するとともに、判断が分かれる事案については、弁護士等専門家の意見を踏まえて対応することが望ましい。	ご指摘のとおりです。緊急対応チームには、専門性を持った多様な人材が配置されるよう、検討してまいります。	外部有識者
84	6	(2)	①	緊急対応チームを教育委員会に作るのはいいいことだが、ここのチームの判断が的確でなければ、本委員会が機能しない。	ご指摘の件につきましては、緊急対応チームの今後の対応の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会

《素案》

通し番号	項目	問題・対策	枝番	ご意見	対応	意見者
85	6	(2)	①	今後、法律の正しい解釈の下、適切にいじめであるか否かの調査を実施できるよう、改めて周知徹底を図ること。	ご指摘のとおりです。 今後の対応の中で進めてまいります。	外部有識者
86	6	(2)	②	具体的な判断事例を通して判断基準を明確化した上で、理解・共有していくことが重要である。適正な判断ができる複数の眼を通して事例を詳細に検討することで、迅速で的確な判断につなげることは可能である。こうした判断基準の理解は、「いじめの定義の理解」にもつながる。こうした事例の判断基準や解決策は、研修等を通して教職員に周知していく必要がある。	ご指摘のとおりです。 今後の再発防止を検討する中で、具体的な事例検討等を行ってまいります。	外部有識者
87	6	(2)	③	調査の段階で子どもに誘導のない聞き方をすることが大事である。調査する間に記憶も変遷するので、子どもの記憶を変えないように、どうしたら事実が聞き取れるのかを工夫する必要がある。教育委員会だけ、児童支援専任だけではなく、教員にエッセンスの教育ができるといいし、どんな調査をすればよいか具体的に分かるものがあると役に立つであろう。	ご指摘のとおりです。 具体例を記載しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
88	6	(2)	③	具体的に事務局に担当課を設けるとか、専門家としてどのような者を予定するかにつき、明示することが望ましい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
89	7	(1)	②	総括的に表現したせいで、不正確である。趣旨としては、加害児童・生徒に関する振り返り・コミュニケーション能力の向上ということと思われるが、調査報告の目的（重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止）とは異なる。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
90	7	(2)	①	被害児童生徒及びその保護者による開示請求は、法28条2項の提供であり、「公表」ではない。また、調査報告書の性質上、公表にはなじまないもので、公表については慎重に検討する必要がある。	調査報告書の公表については、今後の再発防止策の取り組みの中で、慎重に検討してまいります。	外部有識者
91	7	(2)	②	再発防止を考えるのであれば、第三者委員会の報告書をホームページ等で公表することは公平中立性を守る意味で大事である。	調査報告書の公表については、今後の再発防止策の取り組みの中で、慎重に検討してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
92	7	(2)	②	本来、被害児童に対する開示の場合は、加害児童を含む第三者の個人情報を開示すべきではない。ただ、これはあくまでも「開示」の問題であり、「公表」の問題ではない。まず、公表の必要性についての議論が必要である。	調査報告書の公表については、今後の再発防止策の取り組みの中で、慎重に検討してまいります。	外部有識者
93	8	(1)	①	不適切である。「いじめの事実を明確にすることができなかった」から「いじめと認識することができなかった」のではないのか。	ご指摘を踏まえ、矛盾のないよう文章を修正しました。	外部有識者
94	8	(1)	②	前段と後段が食い違っているように受け取れる。 前段が、「申し入れがあった場合には・・・」というのであれば、後段は、「申し入れがあったにもかかわらず調査を行わなかった」ということになる。 ただ、本件の問題点の摘示（主に後段）としては、「金銭授受を伴ういじめ」の訴えがあったにもかかわらず、これを「いじめ重大事態」の訴えとして認識せず、「弁護士を通じて・・・」ということになるものと思われる。	ご指摘を踏まえ、矛盾のないよう文章を修正しました。	外部有識者
95	8	(2)	①	「心身の苦痛を感じていること」とあるが、現場では、迷うことが多い。いじめの定義に関して事例検討をしながら、現場の役に立つ具体的な研修素材ができるとうい。	ご指摘のとおりです。 今後の再発防止策の具体的な取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
96	8	(2)	①	以下の研修等の活用も明記すること。 ○指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター） ○出張行政説明（文部科学省初等中等教育局）	ご指摘を踏まえ、具体例を追加しました。	外部有識者
97	8	(2)	②	子どもがアクセスしやすい相談窓口等を作って欲しい。	ご指摘を踏まえて、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
98	8	(2)	②	適切ではあるが、問題点との関連性が不明である。	申立てが取り上げられない対策として、検討したものです。	外部有識者
99	8	(2)	②	いじめの申し立て窓口の設置について、電話相談に加えてスマートフォンのコミュニケーションアプリの活用を検討するなど、より児童生徒が活用しやすい手法も検討すること。	具体的な取組については、今後、検討してまいります。	外部有識者
100	8	(2)	③	再発防止策の「3. 保護者との関係構築」「8. いじめの定義の理解」とも関連するが、いじめの定義の理解に関しては、教職員はもちろん、保護者や地域の方への更なる周知が必要である。 保護者や地域住民に対し、学校・市町村・県と重層的に、「いじめの定義」「どの学校でもどの子どもにも起こりうること」「子どもたちに何を教えていくか」等、いじめ防止に関して周知・啓発に努め共通認識に立つことが重要である。	ご意見を踏まえ、新たな項目を追加しました。	外部有識者
101	8	(2)	③	子どもがどんな気持ちを持っているのかを、大人が思いやる感性を磨くことが大事である。	今後の再発防止策の具体的な取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
102	8	(2)	③	我々の社会が、お互いががんばっていこうということを大事にしていけないことが全てに影響している。子どもは大人の真似をするということを教育者、社会全体が理解することが、いじめを防止する。大人の責任であることを言及してほしい。	ご指摘の件を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会

いじめ防止対策推進法（平成二十五年六月二十八日法律第七十一号）（抄）

最終改正：平成二八年五月二〇日法律第四七号

（最終改正までの未施行法令）

平成二十八年五月二十日法律第四十七号（未施行）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

《素案》

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《素案》

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する

《素案》

児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

《素案》

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受け

《素案》

た児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

《素案》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第二十九条（省略）

（公立の学校に係る対処）

- 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
 - 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
 - 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十一条（省略）

第三十二条（省略）

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

《素案》

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

(省略)